

補助金申請に必要な添付書類

★本票は補助金申請時に申請書と一緒に提出してください。

【確認事項】

チェック

- ・空き家登録バンクへ登録してある物件ですか。
※不明な場合はお尋ねください。
- ・空き家改修後に居住する方はいますか。
※改修後5年以内に退居した場合返還義務が発生します。
- ・施工業者は長島町内の事業者ですか。

【申請時に必要な添付書類】

- ①空き家の売買契約書はまたは賃貸借契約書の写し
一般的な契約書とし、様式の指定はありません。ただし、借主と貸主等の関係が3等親以内は、トラブル防止のため民間不動産会社が仲介となって作成した契約書（写）の添付が必要となります。
 - ②見積書の写し
 - ③改修予定箇所の内容が分かる書類（平面図等）
 - ④改修予定箇所の現況写真（改修前の写真）
※空き家を改修して、住むための補助金です。生活感ある写真を撮影すると、申請時に審査の対象となりますので、ご注意ください。
 - ⑤借主が申請者の場合、空き家改修に関する所有者等の承諾書（様式第3号）の写し（該当者）
 - ⑥町内からの転入の場合、入居者全員分の住民票又は外国人登録原票記載事項証明書（該当者）
 - ⑦補助金の振込先となる補助金申請者の名義の通帳
- ①～⑦の書類がそろわなければ、申請書を受理できませんので、余裕をもって準備ください。

【提出先及び事前相談先】

長島町役場 地方創生課

地方創生係 0996-86-1101（直通）